

人事院会議議事録

会議日

令和4年6月16日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官
(説明員) (人材局)
箕浦企画課長
(給与局)
三浦給与第二課長、住吉給与第三課長

議題

令和九年国際園芸博覧会特措法に基づく人事院規則の制定等

議事の概要

- 議題「令和九年国際園芸博覧会特措法に基づく人事院規則の制定等」について、担当局から、令和九年国際園芸博覧会特措法の施行に当たり、人事院規則の制定、人事院公示の制定、寒冷地手当の支給に関する定めに関する内閣総理大臣への勧告及び指定職の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出を行う必要があるとして、別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

令和九年国際園芸博覧会特措法に基づく人事院規則の制定等 について

令和4年6月16日
官 房 部 局
職 員 福 祉 局
人 材 局
給 与 局

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）に基づく「国際園芸博覧会協会」への職員の派遣に関して必要な事項は人事院規則により定めることになっていることなどから、Ⅰ及びⅡのとおり的人事院規則の制定、Ⅲのとおり的人事院公示の制定、Ⅳのとおり寒冷地手当の支給額に関する勧告並びにⅤのとおり指定職の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出を行うこととしたい。

Ⅰ 規則1—80（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）の制定

1 概要

以下(1)～(8)の事項について、規定を設ける。なお、(3)に関しては、倫理審査会より倫理法第36条に基づく規則制定の要求がなされている（別添参考資料参照）。

(1) 派遣除外職員（第3条）

国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）へ派遣することが適当でない者として、法定されている者（法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び行政執行法人の職員）に加えて、退職者、停職者等を派遣除外職員として規定する。

(2) 派遣の要請の手続（第5条）

博覧会協会が国の職員の派遣を要請する際の手続として、当該派遣を必要とする事由及び当該派遣に関して希望する条件（博覧会協会における地位及び業務内容、派遣の期間、報酬その他の勤務条件など）を記載した書類を任命権者に提出してもらう旨を規定する。

(3) 派遣に係る取決め（第6条）

国の職員の博覧会協会への派遣に当たり、博覧会協会と任命権者との間で双方が合意して取り決めておくべき事項として、法定事項（博覧会協会における勤務時間、報酬等その他の勤務条件、派遣の期間など）に加えて、博覧会協会における職務に係る倫理その他の服務、福利厚生等に関する事項を規定する。

(4) 職務への復帰（第8条）

博覧会協会へ派遣された国の職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰する場合として、令和九年国際園芸博覧会特措法で例示されている場合（博覧会協会における職員の地位を失った場合）や、病気休職の事由等に該当する場合、派遣が取決めに反することとなった場合等を規定する。

(5) 派遣職員の給与（第10条）

派遣職員の派遣先報酬等の年額が派遣前給与の年額に満たない場合には、派遣の期間中、派遣給として俸給等の100分の100以内を支給することができること、派遣給の年額が派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を減じた額を超えてはならないこと、派遣給の支給割合は1年ごとに見直すほか、派遣先の報酬や俸給等の額に変動があった場合にも支給割合を変更することなどを規定する。

(6) 派遣職員の職務復帰時における給与（第11条及び第12条）

派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、派遣の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして号俸を調整することができることなどを規定する。

(7) 報告（第13条）

派遣職員は、任命権者から求められたときは当該派遣の状況について任命権者に報告しなければならないこと及び任命権者は、博覧会協会への職員の派遣状況を毎年5月末日までに人事院に報告しなければならないことを規定する。

(8) その他派遣に関し必要な事項

派遣を命ずることができる任命権者（第4条）や派遣された職員の保有する官職（第7条）、派遣に係る人事異動通知書の交付（第9条）等について規定する。

2 意見公募手続の結果

一般の規則の制定に当たり、「派遣の要請の手続」及び「派遣に係る取決め」に関する事項について、令和4年4月6日から同年5月5日まで意見公募手続を

実施したところ、意見の提出はなかったため、概要に沿って規則を制定するものとする。

II 規則1—81（令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）の制定

職員の博覧会協会への派遣に伴い、関係する26の人事院規則について、所要の規定の整備（職員の任免、給与等について、これまでの派遣の例と同様となるよう措置）を行う。

III 令和4年人事院公示第23号及び第24号の制定

規則1—80の施行に伴い、同規則に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関して定める人事院公示を制定するとともに、規則1—81の施行に伴い、給与関係の権限の委任について定めた人事院公示（昭和38年人事院公示第5号）について所要の改正を行う人事院公示を制定する。

IV 令和九年国際園芸博覧会特措法の施行に伴う寒冷地手当の支給に関する定めに関する勧告

令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定により派遣されている職員についてはその期間中給与を支給しないこととされていることから、寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）においても、派遣中の職員には寒冷地手当を支給しないこととするよう、内閣総理大臣に勧告する。

V 令和九年国際園芸博覧会特措法の施行に伴う指定職の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出

令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定により派遣される指定職俸給表適用職員の派遣期間中の号俸について、国際機関等に派遣される同職員と同様の取扱いとなるよう内閣総理大臣決定の改正を行う案に関し、内閣人事局から人事院の見解を求められている。これに対し、内閣人事局の改正案で問題ないとする旨の見解の申出を行う。

以 上